

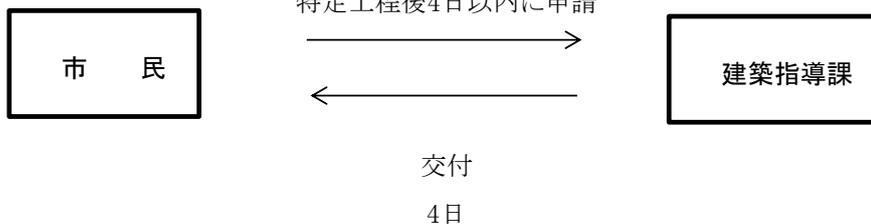
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 42

処 分 名	中間検査	
処 分 の 概 要	中間検査を行い、中間検査済証を交付する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第7条の3第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	4日	
標準処理期間	計	4日
判断基準	<p>建築基準関係規定に適合すること。 (建築基準法施行令第9条)</p> <p>【根拠法令等】 建築基準法 (建築物に関する中間検査) 第7条の3第1項 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 (1) 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 (2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程</p> <p>第2項 前項の規定による申請は、特定工事に係る工事を終えた日から4日以内に建築主事に到達するようにしなければならない。</p> <p>第4項 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申請を受理した日から4日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等について、検査前に施行された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。</p> <p>第5項 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。</p> <p>建築基準法施行令 (建築基準関係規定) 第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 1 消防法 2 屋外広告物法 ……</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。